

地域を元気にするサポーター！

2023. 4

福祉委員 ガイドブック

民生委員・児童委員

_____さん



_____地域包括支援センター

_____さん



皆さんと一緒に

より良い地域を目指しましょう！

社会福祉協議会（地区担当）

☎ 0866-92-8552





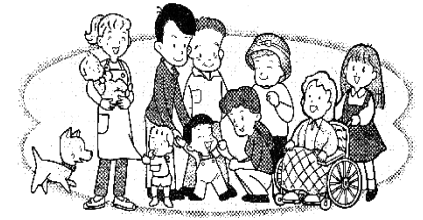
目次

◇はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
①地域は、日々変化しています！・・・・・・・・	2
②住み慣れた地域で暮らし続けたい・・・・・・・・	3
③地域福祉を支える5つの力・・・・・・・・	4
④福祉委員とは？・・・・・・・・	5
⑤福祉委員の活動（役割編）・・・・・・・・	6
⑥福祉委員の活動（事例編1）・・・・・・・・	7
⑦福祉委員の活動（事例編2）・・・・・・・・	8
⑧子ども福祉委員・・・・・・・・	9
⑨地域で、このような方見かけませんか？・・・・・・・・	10、11
⑩活動のポイント・・・・・・・・	12
⑪プライバシーの保護・・・・・・・・	13
⑫地区福祉委員会（ひとりで抱え込まないで！）・・・・・・・・	14
⑬地区福祉委員会と総社市福祉委員協議会・・・・・・・・	15
⑭民生委員・児童委員との連携・・・・・・・・	16
（参考）	
◇社会福祉協議会とは？（略して社協）・・・・・・・・	17、18
◇社協の主な事業・・・・・・・・	19





はじめに



今、地域共生社会の実現に求められるものは、

『**地域福祉**』 『**住民主体の地域づくり**』 です！



『**きっと誰かが何とかしてくれるだろう…**』ではありません！

行政や社協、地区の一部の役員だけに “**おまかせ**” の時代は終わりました。
一人ひとりが生きがいや役割をもち、『**助けあい**ながら暮らしていく時代』が到来しました。⇒ 地域共生社会

- ◆ 住民一人ひとりの住み慣れた場所での “いきいき” とした生活が、地域福祉の原点です。
- ◆ 住民一人ひとりの自立した生活を考える時、今の時代においては、住民も含めた地域社会全体での支えあいの活動なくして、それを考えることはできません。
- ◆ だからこそ地域住民自らが自分たちでできることは、積極的に動いていく、福祉の地域（コミュニティ）づくりが求められているのです。





地域は、日々変化しています！



地域の現状



自分たちの住む地域を知ることが、今後ますます難しくなっている状況の中で、子どもから高齢者まで、生活の中から生まれている問題はふくらむばかり・・・。

◇ 背景 ◇

① 少子高齢化

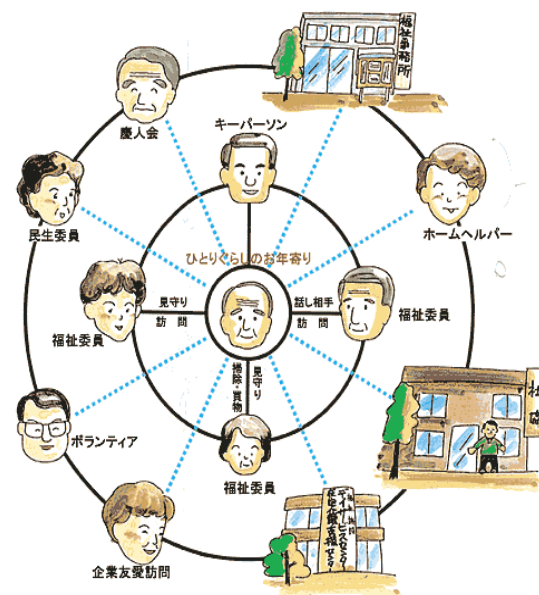
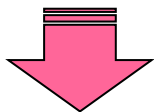
- ⇒ 合計特殊出生率（総社市 1.54%：岡山県 1.48%：全国平均 1.33%※2020年現在）
- ⇒ 地域活動を支える世代の減少
- ⇒ 高齢化率（総社市 28.5%：岡山県 31.1%※2022年現在）⇒ 孤立・認知症への不安
- ⇒ 公的援助（施設・在宅サービス）だけでは十分対応できない・・・
- ⇒ 家庭における福祉力の崩壊（家族介護の限度）

② 人間関係の希薄化

- ⇒ 個人のライフスタイルや価値観の多様化
- ⇒ ひとり暮らしの高齢者世帯の増加や核家族化の進行

③ 問題・課題の複雑・深刻化

- ⇒ 不登校からひきこもりとなり8050問題に直面
- ⇒ ごみ屋敷が原因で地域から孤立



支える側と支えられる側に分かれるのではなく、
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあっていく必要があります！

願い・・・

住み慣れた地域で暮らし続けたい・・・



今！地域での問題・課題の中には

認知症・虐待・孤立・生活困窮

ひきこもり・子育て・8050問題など・・・

深刻化
長期化
重度化

地域に潜む3つの壁



① 意識の壁

- ・ 誰にも迷惑をかけたくない。ふうが悪い。
- ・ 自分には関係ない。



② 情報の壁

- ・ 様々な情報が必要な方に届いていない。
- ・ 情報を知らないということを知らない。



③ 制度・サービスの壁

- ・ サービスが足りない。内容が不十分。



みんなの力で3つの壁を打ち破り、地域を元気にして安心して豊かに暮らせる地域づくりが求められています！





地域福祉を支える5つの力

「地域住民」と「行政」と「サービス関係機関」が一緒になって支えていける仕組みが必要です！

自助力

支えが必要な人
・・・ その家族

自分のことを自分で行う力
(健康管理・介護予防)

ご近助力

互助力

住民の主体的な福祉活動

- ・ 福祉委員
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 地区社協
- ・ 小地域ケア会議

住み慣れた地域で・・・

豊かな生活の実現

共助力

- ・ 医療・保健・福祉専門職
 - ・ 介護保険サービスなど
- 社会保障制度

公助力

- ・ 市町村行政
- 権利擁護・虐待対応
○各種法制度・行政サービス

社会福祉協議会の役割！

『誰もが安心していきいきと豊かに暮らせる地域づくり』の実現

- ① 安心してひとり暮らしができる地域
- ② 障がいのある方も 安心して暮らせる地域
- ③ 安心して子育てのできる地域



福祉委員とは？

「福祉委員」とは、みなさんの住んでいる身近な地域での福祉問題（ニーズ）や情報を把握し、その解決に向けて近隣住民に働きかけたり、民生委員・児童委員、主任児童委員や社協（関係機関）と連携して活動を推進していく「地域を元気にするサポーター（ボランティア）」です。

◇選出について

民生委員・児童委員と福祉委員、地域団体等（自治会・町内会など）が協議し選出され、総社市社会福祉協議会長が委嘱します。

◇見守り・目配りできる範囲に1名

→（約20～30世帯に1名が理想です）

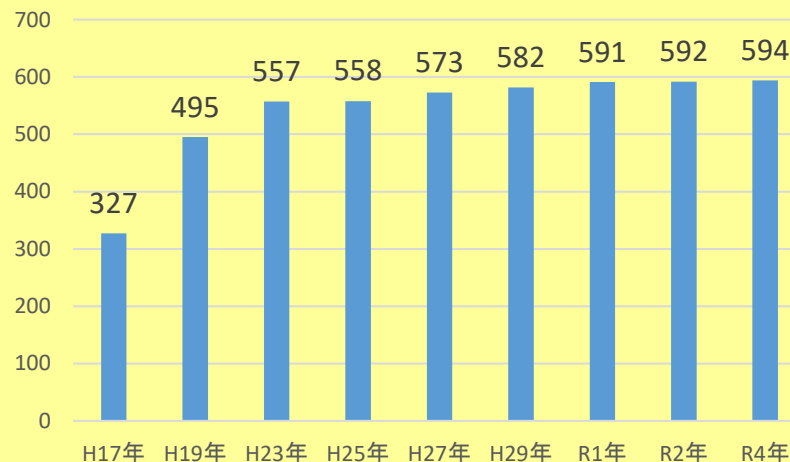
◇資格について

必要ありません。地域に住むひとりでも多くの方に福祉活動へ関わっていただくことが大切です。
※ただし、問題を解決する目的以外には情報を口外しないように最低限のルールには気を付けていただきます。

◇任期について

2年間です。（再任は妨げません）

◇福祉委員の数



令和4年度は594名の福祉委員が地域で活躍しています。

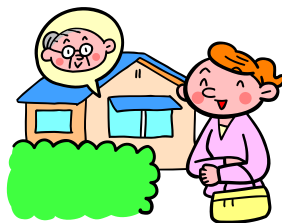




福祉委員の活動（役割編）

①地域のアンテナ役

- 日常的な生活の中での
見守り・声かけ
- 生活課題の発見
- 簡単な援助
- 民生委員・児童委員、社協、
地域包括支援センターへの連絡
- 秘密の保持



②福祉活動の協力役

- ふれあいサロン活動への参画
- 地区社協活動への参画
- 小地域ケア会議への参画
- 社協会費への協力
- 福祉のまちづくり座談会・
研修会への参加



福祉委員の活動

小地域福祉ネットワーク活動

地域の
「ちょっとした変化」に気づいて
いただければ十分です！

③福祉情報の連絡役

- 福祉の行事や制度・サービスの情報伝達
・介護保険制度
- 福祉情報の伝達
・社協だより



④福祉意識の啓発役

- 福祉のまちづくり
- ノーマライゼーション
- バリアフリー
- 福祉活動への参加呼びかけ





福祉委員の活動（事例編 1）

【ふれあいサロン活動の開催・参画】



サロンに来ていただいた高齢者の方と気軽に話ができるようになりました。喜んでもらえることが、自分もうれしい！



【普段の暮らしの中から・・・】

一人暮らしの方のお宅をときどき訪問し、お話をしています。いろいろと教えていただくことも多いです。

散歩中や買い物の際などに、ちょっと気にする気持ちから（あいさつ・声かけ・日常の会話から）

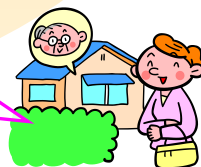


【子育てサロン活動の開催・参画】



一人暮らしの方のゴミすてのお手伝いをしました。福祉の相談を受けたり、それを民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社協へ繋げたりしています。

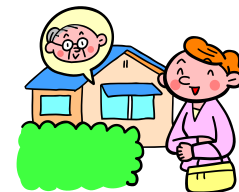
基本は、日常生活の中での見守り・訪問活動から！！



※ここに掲載されている全ての活動を行うわけではありません。身近な活動から始めてください。



福祉委員の活動（事例編 2）



（地区敬老会）

【地区社協活動への参画を通じて・・・】

子どもも高齢者もみんなが笑顔になり、
参加して楽しかったと言ってくれることが嬉しいです。



（子ども食堂）



（三世代ふれあい交流）

【小地域ケア会議への参画】

地区活動や福祉について
よく知るきっかけになりました。
地域の人とも
つながりができました。

【民生委員・児童委員との情報交換会】





子ども福祉委員



◇令和3年12月より子ども福祉委員が発足。

(令和5年4月現在は昭和・池田地区)

子どもたちが新たな地域の担い手として、高齢者や地域の困りごと等の解決に向けて活動し、住んでいる地域や福祉について理解を深める。

子どもたちが主体となって、
住んでいる地域のために何か
できるのか、一生懸命考えて
います！



(福祉委員と地域の課題について協議)



(高齢者のお宅を訪問)

「地域を元気にするサポーター」
として子どもたちと地域の課題を考えてい
きましょう！





例えば・・・

地域で、このような方見かけませんか・・・？

① 昼間一人暮らしで
話し相手がいない・・・



Ｙさん（８５歳）の息子夫婦共働き。日中は一人で留守番。近所の友人も高齢で、お互い家の行き来もなくなり、一人でぼーっと過ごすことが増えている。話し相手もいなくなり、次第に物忘れもひどくなり…。

② ６０代両親と
３０代引きこもり状態の息子



息子は人間関係で仕事を辞めて以降、自宅で誰にも会うことが出来ず、外出することも出来ず過ごしている。両親は、息子のこれからのことを案じているが、どこに相談すればよいか分からず困っている・・・

③ 福祉サービスや介護保険を
利用したいけど手続きがわからない・・・



夫（８７歳）の介護疲れから体調を崩している妻（８４歳）。福祉サービスを利用するにはどこに連絡したらよいのか？介護保険制度について知りたい・・・

④ 町内会費が払えていない



介護サービスを利用している父親と最近自宅で過ごしている娘の２人暮らし。最近、町内会費が支払えないことが続き、介護サービスの支払いも滞っている様子…

⑤ 子育てに不安・・・



核家族で団地に住む母親のＣさん。はじめての子育てに少しノイローゼ気味・・・



例えば・・・

地域で、このような方見かけませんか・・・？

⑥ 地域から孤立ぎみな 障がいのある方（話し相手がいない）

地域に住んでいる障がいのある方。
地域から孤立ぎみで居場所がない・・・

⑦ 障がいに対する無理解

障がいに対する理解がないために、関わりを
避けられる・・・

⑧ 郵便受けに新聞がたまっている

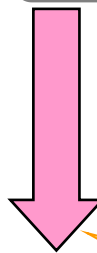
家の中で動けなくなっている可能性も。
何か気がかり・・・

⑨ 亡くなってから1週間後に発見

近所のことなら何でもわかつていた集落で。
死後数日たって発見・・・

その他、福祉の援助が必要な方は
いませんか？

福祉委員活動の第一歩！



日常生活の中での地域にある
“ちょっとした変化”を
気にしていただければ十分です！



地域で気になること！
問題を発見したら！
できることから第一歩・・・

★民生委員・児童委員や社協など
関係機関へつなげてください。

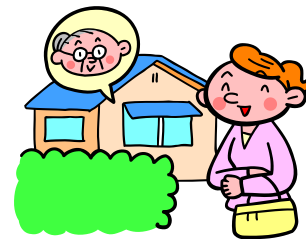




活動のポイント



笑顔から始まる福祉活動！



①生活のリズムの中で！

“定期的に 継続的に”

活動の第一歩は日常的な見守りです。
地域で生活をする中で、無理をせず、できることから始めてください。

②チームワーク・

パートナーシップで！

“民生委員・児童委員や
社協、関係機関は仲間です！”

活動中での問題・課題については、ひとりで解決しようとして抱え込まないでください。

必ず、民生委員・児童委員、社協、行政など関係機関と連携して問題解決に努めましょう。

連携に必要な「ほうれんそう」を実行してみてください。

「ほう」＝報告 「れん」＝連絡 「そう」＝相談

③地域の社会資源を

把握しておきましょう！

地域にある施設、公共機関、人やサービスなどいざというときにどうすればよいかを考える材料になります。

“ふれあいサロンも大きな資源です”

地域で開催されているふれあいサロンへ参加してみてください。

（地域活動の様子を把握）

④秘密は守りましょう！

“福祉委員も地域住民のひとりです”

活動中に知り得た個人の情報などの秘密を守りましょう。

⑤相手の気持ちになって！

⑥聞き上手になりましょう！



プライバシーの保護



プライバシーを守りましょう！

“福祉委員もその地域に住む住民のひとりです！”
“相互の信頼は見守り・声かけ活動の第一歩です！”

訪問活動（見守り・声かけ）では、どうしても家庭内のプライバシーにふれることになります。その中には他人に知られたくないこともあり、本人の意思に反して外に漏れると信頼関係が壊れ、ネットワーク活動自体が根本から崩れてしまいます。しかし、必要以上にプライバシーにとらわれると活動自体が取り組めません。

訪問活動によって知り得た情報については、相手が困っている問題を解決することのみに活用し、それ以外は口外しないでください。当事者からの個人情報、信頼関係の上に成り立っていることを忘れずにお互いのプライバシーの尊重に努めましょう。

活動の中で考えられるプライバシーの具体例

- 年収、資産、納税額などの財産関係
- 家族や親族等の家庭内生活の状況
- 政党や宗教等の主義・主張
- 病歴や障がい等の状況
- 認知症の症状や介護保険の認定状況
- 学歴、職歴
- 生活保護等の受給歴
- 結婚、離婚歴
- 刑法、民法など法の違反歴
- 出生地 など



※ プライバシーの保護に関する原則を守ることは当然ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態発生するとき、あるいは客観的にその恐れがあると判断されたときは、生命や身体の安全を守ることが優先されます。



ひとりで抱え込まないで！

不安解消！



福祉委員の話し合い・学びの場

福祉委員は、地域の生活者です。定期的に集まる場（地区福祉委員会）を開催し、そこには民生委員・児童委員にも、できるだけ同席してもらいましょう。

⇒情報の共有・連携につながります。



また、必要に応じて社協職員や地域包括支援センターのほか、福祉専門職に来てもらい、専門的なアドバイスをしてもらうことがポイントです。



地区社協と福祉委員活動との連携

福祉委員は地域で日々起こる（変化する）いろいろな問題や困りごとを早期発見する
“地域のアンテナ役”
でOK！

難しい問題は、決して自分たちの地区だけで解決しようとせず、地区社協へ投げかけ、行政関係者や福祉の専門職も含め、地域全体の問題としてみんなで、考えていきましょう！

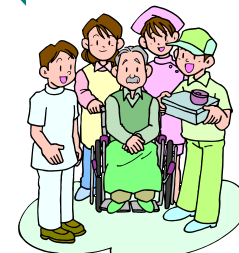


抱え込まない!

意見交換！

地域の様々な困りごと
地域全体の問題として

問題提起！



福祉専門職の
助言のもとで！



地区福祉委員会と総社市福祉委員協議会



- ◇ 4つの生活圏域に設置される14の地区福祉委員会
- ◇ 各地区との連携・協調を図る総社市福祉委員協議会

福祉委員相互のつながりを構築

北部生活圏域

- ・ 昭和地区福祉委員会



東部生活圏域

- ・ 三須地区福祉委員会
- ・ 服部地区福祉委員会
- ・ 阿曾地区福祉委員会
- ・ 山手地区福祉委員会

話し合いの場（情報交換）

西部生活圏域

- ・ 秦地区福祉委員会
- ・ 神在地区福祉委員会
- ・ 久代地区福祉委員会
- ・ 山田地区福祉委員会
- ・ 新本地区福祉委員会

総社市福祉委員協議会



相互の連携・信頼関係

中央部生活圏域

- ・ 総社地区福祉委員会
- ・ 常盤地区福祉委員会
- ・ 池田地区福祉委員会
- ・ 清音地区福祉委員会

研修会を通じて共通認識

福祉委員の意識高揚



民生委員・児童委員との連携



チームワーク！パートナーシップ！

○研修会などを通じて・・・

- ・ 相互の連携と信頼関係を構築
- ・ 地域の問題や課題を共有
- ・ 福祉委員としての意識を高める



（地域の現状について情報交換会を開催）



（合同研修会の開催）



ポイントは「ほうれんそう」です。

「ほう」＝報告 「れん」＝連絡 「そう」＝相談



社会福祉協議会とは？（略して社協）



社会福祉協議会とは、社会福祉法人格をもった民間の福祉推進団体です。地域において住民が主体となる住民組織と公私の社会福祉に関する活動を行う関係者等により構成され、地域における保健福祉上の諸課題を計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、「誰もが安心して豊かに暮らせるまちづくり」を目的とした地域福祉の推進を使命とする組織です。

◆社会福祉協議会 5つの原則



①住民ニーズ基本の原則

・ 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに即した活動をすすめる。

②住民活動主体の原則

・ 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

③民間性の原則

・ 民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。

④公私協働の原則

・ 公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により計画的かつ総合的に活動をすすめる。

⑤専門性の原則

・ 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。



社会福祉協議会とは？（略して社協）



「**ふだんのくらしのしあわせ**」の実現をめざし、
住民のみなさんと共に 地域福祉を推進 する民間の福祉団体です！

①住民の声を聴き

- 福祉委員活動
- 福祉住民座談会
- 各種相談事業
- 様々な事業を通して



②住民と共に考え

- 理事・評議員会への住民代表の選出
- 福祉委員や地区社協の研修・会議
- 地域福祉活動計画
- 小地域ケア会議



社会福祉協議会

「**住民主体**」の活動理念・原則で、
“**地域住民と共に**”
地域福祉を推進する組織

③住民と共に動き

- 地区社協との協働・連携
- ふれあいサロン
- 当事者活動・組織支援
- 各種ボランティア活動の推進



④住民と共に支える

- 小地域福祉ネットワーク活動
- 見守り活動
- 要援護者台帳の作成 等



「**住民主体**」とは、社会福祉協議会の組織自体のあり方とその活動原則を象徴するキーワード（用語）です。
社協は、“**住民と共に**”をスローガンに、地域住民の生活・福祉課題に立脚し、住民主体の福祉活動の組織化を基本に、関係機関・団体との協働にもとづく、地域福祉を展開していく組織であることを意味しています。



社協の主な事業

困った時にはまず社協にご相談ください！



地域福祉

☎：92-8552

- 福祉委員活動
- 民生委員・児童委員との連携
- 地区社協活動
- ボランティアセンター
- 福祉教育
- 子育て支援（子ども食堂など）
- ふれあいサロン
- 生活支援体制整備事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 日常生活自立支援事業
- 法人後見事業
- 日本赤十字社
- 総社市共同募金会
- 団体事務
 - ・老人クラブ
 - ・介護者の会
 - ・ひとり暮らしの会
- 介護予防拠点施設
- 社協だよりの発行

障がい者基幹相談支援センター

☎：92-8578

- 障がいについてのなんでも相談
- 発達障がいに関わる相談
 - ・日常生活での不安ごと、福祉サービスの利用についてなど

地域活動センターゆうゆう

☎：92-2566

- 障がいがある方の日中活動の場
- レクリエーション・屋外活動

障がい者千五百人雇用センター

☎：92-8379

- 就労支援・就労定着支援
- 企業・事業所への支援

権利擁護センター“しえん”

- 成年後見制度の利用支援
- 入居等困難な方への支援
- 虐待防止・対応
- 犯罪被害者支援

☎：92-8374

ひきこもり支援センター“ワンタッチ”

☎：92-8597

- 相談支援
- 居場所づくり
- サポーター養成
- 家族会

生活困窮支援センター

☎：92-8374

- 自立相談支援
- 学習等支援
- 家計改善支援
- 就労準備支援

在宅福祉サービス事業

☎：92-8565

☎：92-8560

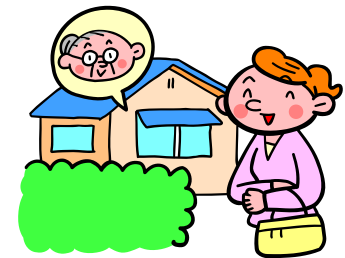
☎：92-8559

- 居宅介護支援事業所
- 訪問介護事業
- 相談支援事業所



地域を元気にするサポーター！

福祉委員 ガイドブック



(事務局)

社会福祉法人 総社市社会福祉協議会

〒719-1131

総社市中央一丁目1番3号 総社市総合福祉センター内

TEL 0866 (92) 8552 FAX 0866 (94) 0089

e-mail : chiiki@sojasyakyo.or.jp

このガイドブックは、福祉委員のみなさまの活動を基に作成しました。